介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の支給に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、医療法人大西クリニック（以下、法人という。）給与規程に定める給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算制度（以下、加算制度という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第２条　法人の常用職員または非常勤職員の別を問わず、厚生労働省の定める支給対象職員とする。

（支給額）

第３条　加算制度による加算見込み額の範囲内において、法人が定める額とする。

（支給）

第４条　毎月の給与と賞与にて、改善手当・調整手当として支給する。

（在籍の限定）

第５条　加算金は、支給日現在に在籍していない者については支給しない。

（その他）

第６条　この規程は、加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

１．この規程は、令和４年２月16日から施行する。